

伊賀市告示第 46 号

伊賀市債権回収事務の移管に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市債権回収事務の移管に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市債権回収事務の移管に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「債権管理課」を「収税課」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

移管の対象となる滞納債権は、次のとおりとする。

- (1) 所管課が督促、催告、交渉等を行っているが納付又は納付の相談がない等回収が困難である滞納債権（次号又は第 3 号に掲げるものを除く。）
- (2) 市営住宅使用料（駐車場使用料及び浄化槽使用料を含む。）に係る滞納債権で、当該市営住宅使用料に係る市営住宅の明渡しが完了しているもの
- (3) 住宅新築資金等貸付金及び福祉資金貸付金に係る滞納債権で、最終期の割賦弁済期限が経過しているもの

第 3 条第 2 項中「前項」を「前項各号」に改める。

第 4 条第 1 項中「債権管理課へ」を削り、「債権管理課長」を「収税課長」に改め、同条第 2 項中「債権管理課長」を「収税課長」に改め、「前項」の次に「規定による」を、「係る」の次に「滞納者の」を加え、同条第 4 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「債権管理課長」を「収税課長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第 5 項中「第 3 項の」の次に「規定による」を加え、「納付又は納付の相談がない」を「納付がないとき、又は納付相談が合意に至らなかった」に、「債権管理課長」を「収税課長」に改め、同条第 6 項中「債権管理課長」を「収税課長」に、「若しくは第 8 項」を「第 8 項若しくは第 9 項」に改め、「第 7 条の」の次に「規定による」を加え、同条第 7 項中「債権管理課長」を「収税課長」に、「滞納者が」を「滞納者等に対し」に、「を有している」を「がある」に、「当該債権」を「当該他の滞納債権」に改め、「するよう」の次に「当該他の滞納債権の」を加え、

同条第8項中「所管課長は、前項の通知を受けたときは、債権管理課長」を「前項の規定による通知を受けた所管課長は、収税課長」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第1項から第5項まで及び前項の規定にかかわらず、前条第2号又は第3号の滞納債権に係る債権回収事務の移管は、収税課長が別に定める書面により依頼するものとする。

第5条中「債権管理課長が前条第6項の」を「収税課長が前条第6項の規定による」に、「債権管理課長が移管」を「収税課長が移管」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前条第9項に規定する移管については、期間を定めないものとする。

第6条各号列記以外の部分中「債権管理課長」を「収税課長」に、「前条」を「前条第1項」に改め、「により」の次に「定めた」を、「ものとし」の次に「、第1号に該当する場合を除き」加え、同条第2号及び第3号中「債権管理課長」を「収税課長」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 所管課長から返還の申出があったとき。

第7条中「、当該債権」を「、当該滞納債権」に、「管理し」を「管理するものとし」に、「直ちに、債権管理課長に当該債権」を「、直ちに当該滞納債権」に改める。

様式第1号中「のうえ納付相談」を「の上、納付相談」に、「債権管理課」を「収税課」に改める。

様式第2号中「のうえ納付相談」を「の上、納付相談」に、「債権管理課」を「収税課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 47 号

産業振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

産業振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

産業振興部関係補助金等交付要綱（平成16年伊賀市告示第14号）の一部を次のように改正する。

別表1 農林振興課16の項中

「

と畜場の利用に要する輸送費	輸送1頭につき、次に掲げる額 (1) 平成31年度 4,000円 (2) 令和2年度 3,000円 (3) 令和3年度 2,000円
---------------	---

及び

」

「伊賀食肉組合及び」を削り、同表1 農林振興課に次のように加える。

18	伊賀産肉牛流通安定対策事業補助金	伊賀牛振興のため、市内精肉店の経営と伊賀肉の流通安定化を図る。	と畜場の利用に要する経費	予算の範囲内で、市外と畜場でと畜し、市内に持ち帰った伊賀牛1頭につき3,000円	伊賀食肉組合
----	------------------	---------------------------------	--------------	--	--------

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 48 号

伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱（平成 30 年伊賀市告示第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「によるほか」を「第 26 条の規定に基づき」に改める。

第 2 条中「補助金」を「この要綱による補助金（以下「補助金」という。）」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 次条に規定する防止施設を連続する農地に共同で設置する者の代表者

第 3 条各号列記以外の部分中「及び」を「又は」に改め、「設備」の次に「(電気柵、電気網、トタン、鉄線、板、網等による防護柵（爆音機は除く。）をいう。)(以下「防止施設」という。)」を加え、「設置」の次に「又は更新」を加え、同条第 1 号から第 4 号までを次のように改める。

(1) 農作物に対する有害獣の被害が頻発し、今後も被害の発生が予想される市内に存する農地（荒廃しており、今後も作付けされる見通しがない農地は含まないものとする。）に設置するものであること。

(2) 防止施設の効果が十分に発揮される範囲に設置するものであること。

(3) 防止施設の設置に要する資材費が 5 万円以上のものであること。

(4) 過去 5 年の間において補助金その他関連する事業に基づく補助金等の交付を受け設置した防止施設を更新するもの（防止施設が資材の損傷、劣化等により使用できないことを理由に更新するものを除く。）でないこと。

第 3 条第 5 号を削る。

第 5 条中「交付申請をしよう」を「交付を受けよう」に、「提出し」を「申請し」に改め、同条第 4 号中「防護施設を共同で設置する者がいない場合は除く」を「第 2 条第 2 号に掲げる者が申請する場合に限る」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(6) 既存の防止施設が資材の損傷、劣化等により使用できないことを証する写真等（防止施設の設置が、過去5年の間において補助金その他関連する事業に基づく補助金等の交付を受け設置した防止施設の更新である場合に限る。）

第6条中「前項の規定により交付申請」を「前条の規定による申請」に改める。

第7条中「交付決定」を「前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「設置する防止施設である」を「防止施設を設置する」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「補助金の交付を受ける者は、防止施設」を「設置する防止施設」に改め、同号を同条第2号とする。

第8条第1項中「第6条の規定により」を削り、「補助金の」を「当該」に、「提出し」を「申請し」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「規定により」を「規定による」に、「様式第8号」を「獣害防止施設設置事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）」に改める。

第9条中「提出し」を「報告し」に改め、同条第1号中「(様式第5号)」を削り、同条第4号中「防護施設」を「防止施設」に改める。

第10条第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「当該」を「提出された」に、「補助金等」を「補助金」に改め、同条第2項中「補助金等」を「補助金」に改める。

第11条中「補助金の交付の決定」を「交付決定」に改める。

第12条中「補助金の交付の決定」を「交付決定の全部又は一部」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【第1号様式】

様式第3号及び様式第4号中「、第8条」を削る。

様式第5号中「、第9条」を削り、「の補助金等」を「の補助金」に、「補助金等の額」を「補助金交付決定額」に改める。

様式第6号中「補助金等」を「補助金」に、「変更理由」を「変更(中止)理由」に改め、「(4) 委任状(防護施設を共同で設置する者がいない場合は除く。)」及び「(5) 口座振込依頼書」を削る。

様式第8号を次のように改める。

【様式第8号】

様式第9号中「獣害防止施設設置事業補助金等交付決定通知書」を「獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」に改める。

様式第 11 号中「補助金等」を「補助金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 25 年伊賀市告示第 29 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

東条区

代表者の氏名 前川 完一

代表者の住所 伊賀市東条 644 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松山 高尚

新代表者の氏名 前川 完一

旧代表者の住所 伊賀市東条 574 番地

新代表者の住所 伊賀市東条 644 番地

事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市東条 574 番地

新事務所の所在地 伊賀市東条 644 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 50 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の施設を確認したので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 確認の年月日

令和 4 年 3 月 31 日

2 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種類
サラヤ株式会社	サラヤチャイルドステーション・伊賀	伊賀市安場 1774-4	認可外保育施設

伊賀市告示第 51 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として次の施設を確認したので、同法第 58 条の 11 の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 確認の年月日

令和 4 年 3 月 31 日

2 確認を行った特定子ども・子育て支援施設等

提供者の 名称	施設等の名称	施設等の所在地	施設等の種 類	一定の要件を 満たしている かどうかの別
伊賀市	桃青の丘幼稚園	伊賀市上野丸之内 177 番地 1	預かり保育 事業	○

伊賀市告示第 52 号

伊賀市犯罪被害者等支援金給付要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市犯罪被害者等支援金給付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）の給付について、伊賀市補助金等交付規則（平成 16 年伊賀市規則第 76 号）第 26 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含み、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病により 1 月以上の療養かつ通算 3 日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に 3 月以上の期間を要し、かつ、通算 3 日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

(7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合はその遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日を、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は医師により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類及び給付対象者)

第3条 支援金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、当該各号に定める者であって、三重県犯罪被害者等見舞金給付要領による見舞金の給付決定を受けたものとする。ただし、支援金の給付対象者となるべき三重県犯罪被害者等見舞金給付要領による見舞金の給付決定を受けた者が死亡しているときは、この限りでない。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号又は第3号の支援金の給付後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有するもの
- (2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を受けた犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有するもの
- (3) 精神療養支援金 犯罪行為により精神疾患を受けた犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有するもの

2 前項の規定の適用については、その者がやむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有する者とみなすことができる。

(支援金の給付額)

第4条 支援金の給付額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円
- (3) 精神療養支援金 2万5千円

2 前項の規定にかかわらず、一の犯罪行為に係る支援金について、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の支援金の給付対象者となる場合の当該犯罪被害に係る支援金の給付額は、30万円を上限とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第3条第1号に規定する犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族とは、当該犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。次条第1項第1号において同じ。）を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは、同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の給付対象者となる遺族が複数いる場合の給付の対象となる順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。

4 前項の規定により第1順位となる遺族が遺族支援金の給付の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該遺族支援金の給付の申請をすることができない。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の給付を受けられることができる先の順位若しくは同一の順位となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の給付を受けることができる遺族としない。

（支援金を給付しないことができる場合）

第6条 市長は、次に掲げる場合は、支援金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位となるべき遺族と当該犯罪被害の加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)である、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と当該犯罪被害の加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支援金の給付の申請)

第7条 遺族支援金の給付を申請しようとするときは、伊賀市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)給付申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である、又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理で申請できる。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の日を証明することができる書類の写し

(2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、申請を行う者が市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

(3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(婚姻(パートナーシップの関係)の意思を確認できる書類、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等)

(5) 申請を行う者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類(先の順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)

(6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

- (7) 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、伊賀市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
 - (8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
 - (9) 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領による見舞金の給付を受けることが証明できる書類（給付決定通知書等）
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を申請しようとするときは、伊賀市犯罪被害者等支援金（重傷病・精神療養支援金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である、又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理で申請することができる。
- (1) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数又は精神疾患の症状の程度が通算3日以上労務に服することができないこと及び病名が明記されたものに限る。）
 - (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、申請を行う者が市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
 - (3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
 - (4) 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領による見舞金の給付を受けることが証明できる書類（給付決定通知書等）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（給付の申請の期限）

第8条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したとき以後は、することができない。なお、重傷病支援金又は精神療養支援金の給付を受けた者が遺族支援金の給付を受ける場合にあっても、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき以後は、これをすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害に係る犯罪行為が自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条各号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあっては、故意による犯罪であることを知った日から1年以内に限り、当該申請をすることができる。

（給付の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、審査の上、支援金の給付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに、伊賀市犯罪被害者等支援金給付決定通知書（様式第5号）又は伊賀市犯罪被害者等支援金不給付決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する支援金の審査に際し、当該支援金の申請に係る状況等について当該申請をした者から調査をすることができる。この場合において、市長は、申請書及び添付書類等の内容について必要に応じて関係機関へ照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項の規定により支援金の給付を決定した後においても適用する。

（支援金の請求）

第10条 前条第2項の規定による支援金の給付の決定の通知を受けた者は、伊賀市犯罪被害者等支援金給付請求書（様式第7号）により、市長に当該支援金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取消し）

第11条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第12条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

伊賀市告示第 53 号

伊賀市工事手続要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市工事手続要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市工事手続要綱の一部改正)

第 1 条 伊賀市工事手続要綱 (平成 16 年伊賀市告示第 88 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「伊賀市会計規則 (平成 16 年伊賀市規則第 74 号。以下「会計規則」を「伊賀市契約規則 (令和 4 年伊賀市規則第 号。以下「契約規則」に改める。

第 2 条第 1 号中「、伊賀市支所設置条例 (平成 16 年伊賀市条例第 11 号) に規定する部・課・室及び」を「に規定する局、伊賀市行政組織規則 (平成 16 年伊賀市規則第 3 号) に規定する課等及び室等並びに」に改め、同条第 3 号中「会計規則第 94 条」を「契約規則第 23 条第 1 項」に改め、「又は」の次に「同条第 3 項に規定する」を加え、同条第 4 号中「会計規則第 106 条」を「契約規則第 35 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「会計規則第 96 条」を「契約規則第 25 条第 1 項」に改める。

第 4 条中「前条の規定により」を「工事の契約を」に、「若しくは」を「又は」に、「会計規則第 88 条及び第 89 条」を「契約規則第 17 条」に、「のち市長」を「後、市長」に改める。

第 5 条中「を行い、若しくは随意契約により契約を締結しようとする」を「又は見積合わせを行った」に改める。

第 6 条第 1 項中「会計規則第 96 条又は同規則第 97 条」を「契約規則第 25 条又は同規則第 26 条」に改め、同条第 2 項中「のうえ受注者」を「の上、受注者」に改め、同条第 3 項中「契約締結後」を「、契約締結後」に、「工事に」を「、工事に」に、「会計規則第 105 条による」を「、契約規則第 34 条の規定により」に改める。

第 7 条第 1 項中「監督員」を「、監督員」に、「工事監督命令書」を「、工事監督命令書」に改め、同条第 2 項中「会計規則第 107 条」を「契約規則第 36 条」に、同条第 3 項

中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第9条中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第10条第2項中「部課」を「、部課」に改める。

第10条の3第1項中「交付する」を「通知する」に改め、同条第2項中「の規定に基づく」を「に規定する」に改める。

第12条第1項中「において工事施工一時中止（再開）伺」を「においては、工事施工一時中止（再開）伺」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同条第5項中「前項」を「、前項の規定」に改め、「工事施工一時中止（再開）通知」の次に「の交付」を加える。

第13条中「決定され」を「承認され」に、「通知の」を「、通知の」に改める。

第14条第2項中「工期の」を「、工期の」に、「工事施工期限延長承認書」を「、工事施工期限延長承認書」に改め、同条第3項中「期限」を「第1項の調査により期限」に改める。

第15条中「のうえ意見」を「の上、意見」に改める。

第16条第1項中「の部分払要求に基づいた」を「に規定する部分払の申請を」に、「又は同規則第105条の規定による」を「により又は契約規則第34条に規定する履行の完了の届出を」に、「又は業務委託完成報告書」を「若しくは業務委託完成報告書」に、「を受理した」を「により受けた」に、「会計規則第106条」を「契約規則第35条」に、「により」を「による」に改め、同条第2項中「会計規則第110条」を「契約規則第39条」に改め、「完成認定書」の次に「をいう。次条において同じ。」を加え、同条第3項中「会計規則第110条」を「契約規則第39条」に改め、「出来高調書」の次に「をいう。次条において同じ。」を加える。

第17条中「第33条の規定による」を「第32条に規定する」に、「会計規則第108条の規定による完成認定書」を「完成認定書」に、「出来高調書」を「出来高調書の」に、「会計管理者に送付」を「会計規則第33条第1項の規定により支出命令を」に改める。

第21条中「当たって」を「際して」に、「解明及び」を「解明し、及び」に改める。

第22条第1項中「写」を「写し」に改め、同条第2項第5号中「必要な」を「、必要な」に改め、同条第3項中「極秘」を「、極秘」に改める。

第26条中「進ちよく」を「進捗」に改める。

第27条中「受注者に刻印」を「、受注者に刻印」に改める。

第29条中「及び」を「又は」に改める。

様式第3号から様式第3号の8までの規定中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）」に改める。

（伊賀市建設工事等検査要綱の一部改正）

第2条 伊賀市建設工事等検査要綱（平成16年伊賀市告示第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）」に改め、「。以下「執行規則」という。」を削る。

第2条第5号中「に基づく」を「第25条第1項に規定する」に改める。

（伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領の一部改正）

第3条 伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成16年伊賀市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第86条第2項の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第15条第2項の規定により」に改める。

（伊賀市一般競争入札実施要綱の一部改正）

第4条 伊賀市一般競争入札実施要綱（平成16年伊賀市告示第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に改め、同条第2項中「のうえ」を「の上」に改める。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第4号中「伊賀市会計規則第86条第2項」を「伊賀市契約規則第15条第2項」に改め、同項第7号中「その他入札案件」を「前各号に掲げるもののほか、入札案件」に改める。

第11条第2項中「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に改める。

様式第1号中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に改め、「印」を削り、「伊賀市会計規則第86条第2項に規定する」を「伊賀市契約規則第15条第2項の規定により」に、「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に、「伊賀市会計規則第81条」を「伊賀市契約規則第10条」に改める。

様式第1号の2中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に、「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に、「伊賀市会計規則第81条」を「伊賀市契約規則第10条」に改める。

様式第1号の3中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に、「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に、「伊賀市会計規則第81条」を「伊賀市契約規則第10条」に改める。

様式第1号の4中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に、「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に、「伊賀市会計規則第81条」を「伊賀市契約規則第10条」に改める。

様式第1号の5中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に、「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に、「伊賀市会計規則第81条」を「伊賀市契約規則第10条」に改める。

様式第1号の6中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第75条の規定に基づき」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第4条の規定により」に、「伊賀市会計規則第99条」を「伊賀市契約規則第28条」に、「伊賀市会計規則第81条」を「伊賀市契約規則第10条」に改める。

（伊賀市建設工事公表要領の一部改正）

第5条 伊賀市建設工事公表要領（平成16年伊賀市告示第93号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第90条第1項各号」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第19条第1項各号」に改める。

（伊賀市建設工事予定価格事前公表実施要領の一部改正）

第6条 伊賀市建設工事予定価格事前公表実施要領（平成16年伊賀市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第77条」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第 号）第6条」に、「に基づき」を「により」に改め

る。

(伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の一部改正)

第7条 伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年伊賀市告示第144号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第86条」を「伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第 号)第15条」に、「に基づき」を「により」改める。

(伊賀市郵便入札執行要領の一部改正)

第8条 伊賀市郵便入札執行要領(平成23年伊賀市告示第141号)の一部を次のように改正する。

第7条中「伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第71号)」を「伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第 号)」に改める。

(伊賀市プロポーザル方式実施要綱の一部改正)

第9条 伊賀市プロポーザル方式実施要綱(平成25年伊賀市告示第176号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第86条第2項」を「伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第 号)第15条第2項」に改める。

第9条中「に準じて作成のうえ」を「を作成の上」に、「供覧及び」を「供覧し、及び」に改める。

様式第1号中「伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第75条の規定に準じて」を「伊賀市プロポーザル方式実施要綱第9条の規定により」に改める。

(伊賀市建設工事監督要領の一部改正)

第10条 伊賀市建設工事監督要領(令和元年伊賀市告示第118号)の一部を次のように改正する。

第1条中「伊賀市会計規則(平成16年伊賀市規則第74号)第107条に規定する」を「伊賀市契約規則(令和4年伊賀市規則第 号)第36条の規定による」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 54 号

伊賀市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市一時預かり事業実施要綱（平成 21 年伊賀市告示第 167 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

性別	備考

を

備考

に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 55 号

伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多胎妊娠時における妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき本市が実施する妊婦を対象とした健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）に加えて妊婦健康診査を受診した多胎妊婦に対し、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、妊婦健康診査を受診する時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により伊賀市の住民基本台帳に記録されている者であって、多胎児を妊娠しているものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成の対象となる妊婦健康診査)

第3条 助成の対象となる妊婦健康診査は、医療機関又は分娩を取り扱う助産所（以下「医療機関等」という。）により行われる妊婦健康診査（伊賀市妊婦健康診査等費用助成事業実施要綱（平成22年伊賀市告示第62号）による助成の対象となるものを除く。）であって、保険適用外のものとし、助成対象者1人につき5回までとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者が医療機関等に支払った受診費用に相当する額とし、1回の受診につき5,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最終の妊婦健康診査の受診日から起算して1年以内に、伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成申請書（様式

第1号) に受診費用の領収書の原本並びに母子健康手帳の「妊娠中の経過」及び「出産の状態」のページの写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の領収書は、申請者宛てのものとし、金額及び医療機関等の名称が記載されているものでなければならない。

(助成の決定及び支払)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成決定通知書(様式第2号)又は伊賀市多胎妊婦健康診査費用助成不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に当該助成の可否を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金を支給することを決定したときは、当該申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明したときは、支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 56 号

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市男女共同参画人材バンク設置要綱（平成 23 年伊賀市告示第 138 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「印」を削る。

様式第 4 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第57号

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則の一部を改正する告示

伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱細則（平成17年伊賀市告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（宅造委員会及び連絡協議会の設置）

第2条 土地利用の規制に関する措置その他の土地利用を調整するための措置（以下「土地対策」という。）を緊密な関係のもとに円滑に実施するために伊賀市宅地造成委員会（以下「宅造委員会」という。）を置く。

2 宅造委員会に伊賀市宅地造成連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置き、事業規模が5ヘクタール未満の宅地造成等事業については、その権限を連絡協議会に移譲することができる。

第3条を削る。

第4条中「各委員会等」を「委員会等」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「各委員会等」を「委員会等」に改め、同条第2項中「を副市長」を「は、副市長」に、「を建設部長」を「は、建設部長」に改め、同条第4項中「各委員会等」を「委員会等」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「各委員会等」を「委員会等」に、「会議は」を「会議（以下「会議」という。）は、それぞれ会長が主宰し」に改め、同条第2項中「に關係職員の」を「の關係職員に會議への」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「各委員会等」を「委員会等」に、「で招集した」を「の規定により招集した」に、「会議」を「、会議」に改め、同条第2項中「會議への」の次に「委員の」を加え、「原則」を「、原則」に、「認めないが、やむを得ない」を「認めない。ただし、やむを得ない」に、「会長」を「、会長」に、「別表の職を補佐する」を「当該委員を補佐する

職にある」に改め、同条第3項中「、その他」を「その他」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事務局)

第8条 委員会等の事務局は、建設部都市計画課開発指導室に置く。

第9条を次のように改める。

(開発行為協議書の提出)

第9条 宅地造成等事業者（以下「事業者」という。）は、建設部都市計画課（以下「主管課」という。）に開発行為協議書（要綱様式第1号。以下「協議書」という。）を提出するものとする。

2 提出された協議書は、主管課の審査の後、宅造委員会又は連絡協議会に諮るものとする。

3 協議書は、毎月20日（当該日が閉庁日となる場合は、その直前の開庁日）の受付をもって区切りとし、まとめて次月の宅造委員会又は連絡協議会に諮るものとする。

第10条第1項中「各委員会等」を「委員会等」に、「事業者」を「、事業者」に改め、同条第2項中「10日以内」を「、10日以内」に改める。

第11条中「のうえ調整する」を「の上、調整する」に改める。

第13条中「各委員会等」を「委員会等」に、「のうえ市長」を「の上、市長」に改める。

第14条第1項中「事業者」を「、事業者」に改め、同条第2項中「協定書は市長」を「前項の協定書に基づく協定は、市長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第15条 この細則に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長が定める。

別表中「第5条、第7条」を「第4条」に、「摘要」を「備考」に、

「

人権生活環境部長	市民生活課長
	環境政策課長
	さくらリサイクルセンター所長

を

」

「

人権生活環境部長	生活環境課長
	さくらリサイクルセンター所長

に、

」

「

建設部長	建設部次長
------	-------

を

」

「

建設部長	建設部理事
建設部理事	建設部次長

に、「企画管理課長」を「建設

」

「

管理課長」に、

農業委員会事務局長	農業委員会事務局長
-----------	-----------

を

」

「

農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長
-----------	------------

に、「連絡協議構成員」を「連

」

絡協議会構成員」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 58 号

伊賀市公有財産等インターネット売払事務取扱要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市公有財産等インターネット売払事務取扱要綱を廃止する告示
伊賀市公有財産等インターネット売払事務取扱要綱(平成23年伊賀市告示第179号)は、
廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 59 号

伊賀市重度障がい児（者）自動車燃料費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市重度障がい児（者）自動車燃料費助成事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市重度障がい児（者）自動車燃料費助成事業実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 64 号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「燃料店は」を「燃料店（以下「燃料店」という。）は」に、「三重県石油業協同組合伊賀支部又は名張支部に加盟し、この事業の趣旨に賛同する燃料店（以下「燃料店」という。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 三重県石油業協同組合伊賀支部又は名張支部に加盟し、この事業の趣旨に賛同する燃料店
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める燃料店

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第60号

伊賀市介護保険料減免取扱要項の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市介護保険料減免取扱要項の一部を改正する告示

伊賀市介護保険料減免取扱要項（平成21年伊賀市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別表第2期間の欄中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 61 号

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市窓口業務時間外延長実施要綱（平成18年伊賀市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を削り、同条第9号中「個人番号カードの交付」を「個人番号カード」に改め、同号を同条第8号とする。

第5条中「戸籍住民課」を「住民課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 62 号

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）第 2 条第 2 項に規定する上野図書館いがまち図書室、上野図書館阿山図書室及び上野図書館大山田図書室における伊賀市上野図書館規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 27 号）第 5 条第 2 項に規定する損害の弁償及び同規則第 10 条第 2 項又は第 15 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する費用の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益財団法人伊賀市文化都市協会
理事長 中村 忠明
所在地 伊賀市西明寺 3240 番地の 2

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 63 号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 22 号) 第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する使用料の収納事務については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 三重交通株式会社
取締役社長 竹谷 賢一
所在地 津市中央 1 番 1 号

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 64 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）第 6 条に規定する使用料（運動施設に係るものに限る。）の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社西條
代表取締役 中村 浩
所在地 伊賀市中友生 1240 番地

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 65 号

伊賀市広告掲載要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市広告掲載要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市広告掲載要綱の一部改正)

第1条 伊賀市広告掲載要綱（平成19年伊賀市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「活用し」を「活用して」に、「掲載又は」を「掲載し、又は」に改める。

第2条第2号中「掲載又は」を「掲載し、又は」に改める。

第4条の見出し中「広告掲載等」を「広告掲載」に改め、同条第1項中「、次」を「次に、「広告掲載等」を「広告掲載」に改め、同項第7号中「及び」を「又は」に改め、同項第12号中「その他広告媒体」を「前各号に掲げるもののほか、広告媒体」に改め、同条第2項中「本市」を「広告掲載希望者が本市」に、「民間事業者等について」を「とき」に、「広告を掲載しないものとする」を「広告掲載をしない」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

広告掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。ただし、競争入札又はコンペ方式を採用する場合は、この限りでない。

第1順位 市内に本店、支店、営業所等を有する民間事業者等

第2順位 第1順位に該当するもの以外のもの

第5条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第6条第2項第7号中「その他募集」を「前各号に掲げるもののほか、募集」に改める。

第9条第3項中「取付」を「取付け」に改める。

第10条第1項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第6号中「損う」を「損なう」に改め、同項第8号中「倒産・破産等」を「倒産、破産等」に改める。

第13条第5項中「企画振興部次長」を「、総務部長」に、「総務課長」を「、総務課

長」に、「別表」を「、別表」に改める。

第14条第3号中「その他必要」を「前2号に掲げるもののほか、必要」に改める。

第16条中「企画振興部広聴広報課」を「総務部秘書広報課」に改める。

別表中「市民生活課長」を「住民課長」に改める。

(伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱の一部改正)

第2条 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成22年伊賀市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号中「若しくは」を「又は」に改める。

第6条第1項中「広聴広報課長」を「総務課長」に改め、同項第7号中「定める」を「掲げる」に改め、同条第2項中「広聴広報課長」を「総務課長」に改める。

第7条第3項中「事前申込」を「事前申込み」に改め、同条第5項中「配布又は」を「配布し、又は傍聴者の」に改める。

第9条及び第10条中「広聴広報課長」を「総務課長」に改める。

(伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱の一部改正)

第3条 伊賀市行政情報番組市民スタッフ設置要綱（平成29年伊賀市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を行うため、市民スタッフ」を「の業務を行う者（以下「市民スタッフ」という。）」に改める。

第3条第2項中「在住、在勤又は」を「在住し、在勤し、又は」に改める。

第4条第2項中「補欠市民スタッフ」を「補欠の市民スタッフ」に改める。

第5条第3項中「補欠市民スタッフ」を「補欠の市民スタッフ」に改め、同条第4項中「及び第3項」を「又は前項」に改め、「規定による」の次に「募集に対し」を加える。

第9条中「企画振興部広聴情報課」を「総務部秘書広報課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 66 号

伊賀市青色回転灯自主防犯パトロールの委嘱に関する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市青色回転灯自主防犯パトロールの委嘱に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における犯罪抑止機能の向上及び住みよい地域づくりを推進するため、青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）の実施を市民団体等へ委嘱することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 次に掲げる団体（市内において活動する団体に限る。以下「対象団体」という。）は、市長に対し、青色防犯パトロールを実施する旨の申出をすることができる。

- (1) 住民自治協議会（伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号）第 24 条に規定する住民自治協議会をいう。）
- (2) 自主防犯活動を行う団体
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体

(申出)

第 3 条 前条の申出は、伊賀市青色防犯パトロール実施申出書（様式第 1 号）を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 伊賀市青色防犯パトロール実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 団体の規約又は会則
- (3) 伊賀市青色防犯パトロール参加者名簿（様式第 3 号）

(委嘱の決定等)

第 4 条 市長は、前 2 条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申出をした団体（以下「申出団体」という。）に対し、青色防犯パトロールの実施を委嘱するものとする。

2 前項の規定による委嘱（以下「委嘱」という。）は、申出団体に対し委嘱状（様式第4号）を交付して行う。

3 委嘱の期間（以下「委嘱期間」という。）は、3年間とする。

4 委嘱を受けた申出団体（以下「委嘱団体」という。）は、三重県警察本部から標章及びパトロール実施者証（以下「標章等」という。）の交付を受けたときは、その写しを速やかに市長に提出しなければならない。

（申出内容の変更）

第5条 委嘱団体は、申出内容に変更があったときは、速やかに伊賀市青色防犯パトロール実施変更届出書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（委嘱の更新）

第6条 委嘱団体は、委嘱期間の満了後も引き続き青色防犯パトロールを実施しようとするときは、委嘱期間満了日の30日前までに、伊賀市青色防犯パトロール実施更新申出書（様式第6号）に次の書類を添えて、市長に申し出るものとする。

(1) 直近1年間の青色防犯パトロールの実施実績に係る伊賀市青色防犯パトロール実績報告書（様式第7号）

(2) 伊賀市青色防犯パトロール参加者名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第4条の規定は、前項の規定による申出について準用する。

（活動の記録）

第7条 委嘱団体は、青色防犯パトロールの活動に関する記録を行うとともに当該記録を3年間保管し、市長が求める場合は、その写し等を提出しなければならない。

（委嘱の取消し等）

第8条 市長は、委嘱団体が次の各号のいずれかに該当するときは、青色防犯パトロールの実施の委嘱を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により委嘱を受けたとき。

(2) 委嘱団体が解散し、又は活動を中止したとき。

(3) 委嘱の日から6月以内に三重県警察本部から標章等の交付を受けられなかったとき。

(4) 三重県警察本部から標章等の交付を取り消されたとき。

(5) 第5条の規定による届出を正当な理由なく怠ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が青色防犯パトロールの実施を委嘱することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により委嘱を取り消したときは、伊賀市青色防犯パトロール委嘱取消通知書（様式第8号）により当該委嘱団体に通知するものとする。

（経費及び損害賠償）

第9条 青色防犯パトロールの実施に要する経費は、委嘱団体の負担とする。

2 青色防犯パトロールの実施に起因する事件、事故等により生じた損害の賠償については、市は、その責めを負わない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（伊賀市自主防犯青色回転灯パトロール委員設置に関する要綱の廃止）

2 伊賀市自主防犯青色回転灯パトロール委員設置に関する要綱（平成17年伊賀市告示第96号。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。

（伊賀市自主防犯青色回転灯パトロール委員設置に関する要綱の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による旧要綱の廃止の際現に旧要綱の規定により自主防犯青色回転灯パトロール委員の委嘱を受けている者については、旧要綱の廃止にかかわらず、当該委嘱は、その任期が満了するまでの間、なおその効力を有する。ただし、当該者が青色防犯パトロールの実施に当たり所属する団体がこの要綱の規定により委嘱を受けたときは、当該者の自主防犯青色回転灯パトロール委員の任期は、満了したものとみなす。

伊賀市告示第 67 号

伊賀市防災会議運営要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市防災会議運営要綱等の一部を改正する告示

(伊賀市防災会議運営要綱の一部改正)

第1条 伊賀市防災会議運営要綱(平成16年伊賀市告示第103号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に改める。

(伊賀市国民保護協議会運営要綱の一部改正)

第2条 伊賀市国民保護協議会運営要綱(平成18年伊賀市告示第154号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「者と」を「ものと」に改める。

第4条第2項第4号中「その他必要」を「前3号に掲げるもののほか、必要」に改め、同条第4項中「原則」を「、原則」に改める。

第5条中「は公開」を「は、公開」に改める。

第7条第3項中「先着順」を「、先着順」に改め、同条第4項第4号中「を撮影し、又は」を「の撮影又は」に改める。

第8条中「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に改める。

(伊賀市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱の一部改正)

第3条 伊賀市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(平成21年伊賀市告示第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「又は」に、「この条」を「以下この条」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に改める。

第5条第1項中「者に」を「ものに」に改め、同条第2項中「及び第2号」を「又は

第2号」に、「掲げる」を「規定する」に、「並びに」を「及び」に、「及び第4号」を「又は第4号」に改める。

第6条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第8条第2項中「返納」を「その返納」に改める。

第9条第1項中「汚損若しくは」を「汚損し、若しくは」に、「場合」を「とき」に改め、同条第2項中「汚損又は」を「汚損し、又は」に改める。

第10条中「。以下「身分証明書」という。」を削る。

第12条第1項中「汚損若しくは」を「汚損し、若しくは」に、「同様」を「、同様」に改める。

第13条第1項第1号中「ものが」の次に「その」を加え、「失ったとき。」を「失うまでの間」に改める。

第19条中「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に改める。

(伊賀市無人航空機の運用に関する要綱の一部改正)

第4条 伊賀市無人航空機の運用に関する要綱(平成28年伊賀市告示第257号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「おいて」を「おける」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 市の魅力の発信等のための写真又は動画の撮影

第2条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第3条中「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に改める。

第4条第1項中「総合危機管理課」を「防災危機対策局」に、「それぞれ運用責任者1人以上を」を「運用責任者をそれぞれ1人以上」に改める。

第6条第1項中「目的達成の」を「目的を達成する」に改める。

第8条第5号中「その他運用」を「前各号に掲げるもののほか、運用」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 68 号

企画振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

企画振興部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

企画振興部関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 21 条ただし書の規定により財産処分について制限をする」を「第 22 条ただし書に規定する市長が定める」に、「の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具」を「に規定する市長が指定するもの」に改める。

別表中 1 総合政策課を 1 地域創生課とし、同表に次のように加える。

2	I G A B I T O 育成事 業補助金	高等学校に おける人材 育成の事業 を推進し、自 らが地域の 担い手とな る意識を持 つ地域創造 人材（I G A B I T O）の 育成を図る。	高等学校で 組織する実 行委員会が 実施する I G A B I T O 育成に資 する事業に 要する費用	予算に定め る額	市内県立高 等学校で組 織する実行 委員会
---	------------------------------	--	--	-------------	--------------------------------

別表 2 文化交流課を次のように改める。

2 文化振興課

区分	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
	補助金等の名称	補助金等の交付	補助事業等の内	補助金等の額又	補助対象者等の

		の目的	容	は交付率	範囲
1	芭蕉翁顕彰会運営費補助金	市出身の俳聖松尾芭蕉の功績を称え遺徳を偲び、俳諧及び俳句の普及啓発を進めるため、顕彰事業の持続・発展を図る。	芭蕉翁顕彰会が芭蕉翁顕彰を行うために必要な経費及び運営経費	予算に定める額	芭蕉翁顕彰会

別表4 スポーツ振興課の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を削り、6の項を4の項とし、同表を別表3 スポーツ振興課とし、別表5 交通政策課を別表4 交通政策課とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 69 号

伊賀市立上野総合市民病院ボランティア活動受入規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市立上野総合市民病院ボランティア活動受入規程の一部を改正する告示
伊賀市立上野総合市民病院ボランティア活動受入規程（平成 27 年伊賀市告示第 3 号）の
一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削り、

フリガナ	性別
氏名	男・女

を

「

フリガナ
氏名

に改める。」

様式第 2 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 70 号

伊賀市看護師等修学資金貸与規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市看護師等修学資金貸与規程の一部を改正する告示

伊賀市看護師等修学資金貸与規程（平成 16 年伊賀市告示第 105 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中 「

ふりがな		性	男
氏 名		別	女

 を

「

ふりがな	
氏 名	

 に改める。」

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第71号

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の一部を改正する告示

伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱（平成28年伊賀市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「前号の事業」を「設置行為」に改める。

第3条第1項中「ものは」を「ものについては」に、「適用し」を「適用し」に改める。

第8条中「対象行為」を「当該対象行為」に改める。

第9条中「手続き」を「手続」に改める。

第11条中「再開し」を「再開をし」に改める。

第12条中「建設部企画管理課」を「建設部建設管理課」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 72 号

伊賀市病児保育事業実施要綱（令和 2 年伊賀市告示第 273 号）第 11 条第 1 項に規定する利用料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 医療法人グリーンスWORD

理事長 山上 和良

所在地 名張市希中央 4 番町 2 番

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 73 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営新堂駅駐車場の駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 有限会社新堂駅管理商会
代表取締役 中島 正博
所在地 伊賀市新堂 318 番地

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 74 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 6 条に規定する市営柘植駅駐車場の駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 西日本鉄道OB会柘植支部
代表 松山 武宏
所在地 伊賀市柘植町 2700 番地の 2

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 75 号

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）別表第 5 に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称	代表者名	所在地
株式会社 WOLVES Hand 南動物病院	院長 中野 康弘	伊賀市服部町 291 番地の 3
廣岡動物病院	院長 廣岡 雅満	伊賀市緑ヶ丘本町 1672 番地の 2
上野犬猫病院	院長 今高 尚登	伊賀市四十九町 2125 番地の 3
はぎた動物病院	院長 萩田 昌和	名張市桔梗が丘五番町四街区 3 番地
中島獣医科病院有限公司	院長 中島 尚紀	名張市桔梗が丘六番町一街区 8 番地
つつじが丘動物病院	院長 佐々木 直	名張市つつじが丘南八番町 113 番地
鴻之台動物病院	院長 辻 勝彦	名張市鴻之台二番町 101 番地
R I T Z ペットクリニック	院長 唐原 里津子	伊賀市桐ヶ丘三丁目 139 番地
だいこくペットクリニック	院長 大黒 享子	名張市東田原 1135 番地の 143
森浜獣医科	院長 森濱 健司	伊賀市阿保 1322 番地
鹿深獣医科病院	院長 西澤 嘉人	甲賀市甲賀町大原市場 936 番地
さくらペットクリニック	院長 櫻井 剛	伊賀市平野東町 14 番地の 1
勝田動物診療所	院長 勝田 主税	伊賀市波敷野 117 番地
百合が丘動物病院	院長 吉川 知宏	名張市百合が丘西 1 番町 61

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

伊賀市告示第 76 号

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域おこし協力隊設置交付要綱（平成 28 年伊賀市告示第 149 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 号中「その他協力隊」を「前 2 号に掲げるもののほか、協力隊」に改める。

第 10 条中「企画振興部地域づくり推進課」を「企画振興部地域創生課」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(任期の更新の特例)

- 2 第 5 条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から令和 3 年度までに任用された者に限る。）が 3 年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、市長が必要と認める場合においては、当該隊員の任期は、最初の任用日から 5 年を超えない範囲で更新することができる。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 77 号

支所関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

支所関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

支所関係補助金等交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域連携部関係補助金等交付要綱

第 1 条中「支所関係補助金等」を「地域連携部関係補助金等」に改める。

第 2 条中「規則第 21 条ただし書の規定により財産処分について制限をする」を「規則第 22 条ただし書に規定する市長が定める」に、「の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具」を「に規定する市長が指定するもの」に改める。

別表 1 の項及び 2 の項を削り、同表 3 の項中「阿山、大山田、青山支所管内」を「阿山支所管内又は大山田支所管内」に改め、同項を同表 1 の項とし、同表 4 の項を同表 2 の項とし、同表 5 の項を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 78 号

伊賀市コミュニティ助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内のコミュニティ活動の充実及び強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人自治総合センター(以下「センター」という。)が行うコミュニティ助成事業による助成金を財源とする伊賀市コミュニティ助成事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において補助することについて、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号)第25条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に規定する事業実施主体とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要綱の規定によりセンターが市に対して助成の決定をした事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実施要綱の規定によりセンターが市に対して助成の決定をした助成金の額とする。

(財産の処分制限に関し市長が定める期間等)

第5条 伊賀市補助金等交付規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、同条第2号に規定する市長が指定するものは、1件の取得価額が50万円以上のものとする。

(証拠書類の保存)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しておかなければならない。ただし、市長が補助金の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 79 号

伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示
伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱（平成 21 年伊賀市告示第 143 号）の
一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表福祉関係の部伊賀市伊賀支所住民福祉課の項、伊賀市島ヶ原支所住民福祉課の項、伊賀市阿山支所住民福祉課の項、伊賀市大山田支所住民福祉課の項及び伊賀市青山支所住民福祉課の項を削る。

附 則

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第80号

伊賀市地域ケア会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域ケア会議設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域ケア会議設置要綱（平成22年伊賀市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域ケア会議」の次に「の所掌事項」を加え、「に掲げる事項を所掌する」を「のとおりとする」に改め、同条第4号中「前3号」の次に「に掲げる事項」を加える。

第4条第2項中「原則として上野支所管内は」を削り、「健康福祉部地域包括支援センター所長」の次に「(以下「所長」という。)」を加え、「、その他支所管内は当該地域を所管する支所の住民福祉課長が」を削り、同条第3項中「議長に」を「前項の規定にかかわらず、所長に」に、「議長が」を「所長が」に、「議長の」を「所長の」に、「その職務を代理する」を「会議を招集し、議長となる」に改め、同条第4項中「(以下「出席者等」という。)」を削り、「、情報」を「若しくは情報」に改める。

第5条中「健康福祉部地域包括支援センター所長」を「所長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第4項及び第5項の規定は、相談事案調整会議について準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

第6条中「健康福祉部地域包括支援センター所長」を「所長」に改める。

第7条中「及び出席者等」を「、第4条第4項の規定により会議に出席等をした者及び第5条第2項において準用する第4条第4項の規定により相談事案調整会議に出席等をした者」に、「また同様」を「、同様」に改める。

第8条中「及び各支所住民福祉課」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第81号

伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱（平成20年伊賀市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）及び障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を「。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する高齢者虐待を受けた高齢者又は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に改め、「第79号」の次に「。以下「障害者虐待防止法」という。」を加え、「高齢者虐待又は」を削り、「受けた高齢者及び」を「受けた」に、「支援」を「養護者支援」に改める。

第2条の見出しを「(所掌事項)」に改め、同条中「所掌事務」を「所掌事項」に、「に掲げる」を「の」に改め、同条第2号中「支援」を「養護者支援」に改め、同条第3号中「その他高齢者虐待又は」を「前2号に掲げるもののほか、高齢者虐待及び」に改める。

第3条第1項中「別表第1」を「次」に、「委員を」を「職にある者を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 健康福祉部地域包括支援センター所長
- (2) 健康福祉部介護高齢福祉課長
- (3) 健康福祉部障がい福祉課長
- (4) 健康福祉部地域包括支援センター相談支援室長

第4条第2項中「会議」を「委員会の会議」に改め、同条第3項中「出席委員」を「出席者」に改める。

第5条第1項中「について調査研究及び支援をするため」を「を円滑に実施するため、高齢者虐待防止法第3条第3項及び障害者虐待防止法第4条第3項の規定により」に改め、同条第2項中「別表第2」を「次」に、「者と」を「所属の担当者と」に改め、同項に次の各号

を加える。

- (1) 健康福祉部地域包括支援センター
- (2) 健康福祉部介護高齢福祉課
- (3) 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 健康福祉部地域包括支援センター相談支援室

第7条中「の提出」を「又は情報の提供、意見の開陳」に、「要請する」を「求める」に改める。

第8条中「また同様」を「、同様」に改める。

第9条中「で」を「において」に改める。

第10条中「委員会及び担当国会議の運営に関し」を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 82 号

伊賀市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 25 年伊賀市告示第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」を「第56条第 1 項（法第144条により準用する場合を含む。）等」に、「（以下）」を「等（法第22条に規定する社会福祉法人及び法第125条の規定により社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人をいう。以下単に）」に改める。

第 2 条中「社会福祉法」を「法」に改め、「関係通知等」の次に「（以下「関係法令等」という。）」を加え、「おける遵守状況及び最低基準等の実施状況について監査するとともに」を「基づき法人の運営及び事業経営が行われているかを監査し、その結果により」に、「助言及び指導」を「指導又は助言」に改め、「運営」の次に「と社会福祉事業の健全な経営」を加える。

第 3 条第 1 項中「前年度」の次に「まで」を加え、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 実施種別

第 3 条第 3 項中「実施計画」を「指導監査の実施計画」に改める。

第 4 条中「法第22条に規定する」を削る。

第 6 条第 1 項中「ものとする」を削り、第 6 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

一般監査は、法人が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、3年に1回実施する。

第6条第3項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同項第1号中「及び法」を「又は法」に、「第37条の規定に基づき」を「第37条の規定により」に改め、「。以下「規則」という。」を削り、「第2条の30の規定に基づき」を「第2条の30の規定により」に、「5箇年」を「5年」に改め、同項第2号中「5箇年」を「5年」に改め、同項第3号中「4箇年」を「4年」に改め、同条第4項中「第2項各号」を「第2項の規定にかかわらず、同項各号」に、「前項」を「前項各号」に、「4箇年」を「4年」に改め、同項第1号中「みえ福祉第三者評価」を「福祉サービス第三者評価事業」に、「についても」を「ついて」に、「。なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様とする」を「（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して市長が認めるものに限る。）又はISO9001の認証取得施設を有していること」に改め、同項第2号中「こと」の次に「（福祉関係養成施設の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域交流が積極的に行われていること等）」を加え、同条第5項中「前3項」を「前5項」に、「、又は」を「又は」に、「随時」を「、随時」に改め、同項を同条第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、新規に設立した法人については、その設立した年度又は次年度の早期に指導監査を実施する。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」等が発令された場合であって、実地による一般監査の実施が困難な時期の長期化が見込まれる場合に、感染症のまん延状況を踏まえ、国が特例的取扱いの実施期間を年度単位で定め、その旨の通知があったときは、実地によらず、書面とともに情報通信技術を活用したオンライン方式により一般監査を行うことができる。この場合において、当該一般監査は、2年に1回実施する。

第7条第3号中「、又は」を「又は」に改め、同条に次の2項を加える。

2 特別監査は、実地において行う。

3 特別監査の結果、明らかな問題点を発見した場合は、理事長、施設長その他職員等

から聴き取りを行うとともに、原因を究明し、悪質と認められるときは、必要な措置を講じるものとする。

第9条第1号ア中「指導監査職員」を「指導監査を行う職員（以下「指導監査職員」という。）」に改め、同号イ中「提出資料」を「資料」に改め、同号ウ中「イの」を削り、「監査の指摘事項を十分分析、検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておく」を「監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期する」に改め、同号に次のように加える。

エ 指導監査に必要な資料は、あらかじめ整備を行わせることとし、提出資料等については、過重とならないよう配慮して必要なものに限定する。

第9条第2号ウ中「内」を「うち」に改める。

第10条中「立ち会い」を「立会い」に改める。

第11条中「講評」を「出席を求めて講評及び必要な助言又は指示」に改める。

第12条第1項中「1ヶ月」を「1月」に改め、同条第2項中「文書による」を削り、「については」の次に「、文書による指示又は勧告（重要な事項に係る場合に限る。）を行い」を加える。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（指導監査職員の心得）

第13条 指導監査職員は、指導監査を行うに当たり、常に穏健かつ冷静な行動と指導援助的態度で接することにより、関係者の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

2 指導監査職員は、事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にするとともに、常に公正不偏の態度をもって臨まなければならない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 83 号

伊賀市史等の売払代金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 委託した相手方

委託した相手方の名称等	代表者名	所在地
岡森書店	岡森 泰造	伊賀市上野東町 2924 番地
合資会社井筒屋書店	代表者 磯田 智	伊賀市上野東町 2960 番地
株式会社グリーンモールオカモリ (岡森書店白鳳店)	代表取締役 岡森 克幸	伊賀市平野西町 71 番地
株式会社ムービータイム (コメリ書房上野店)	代表取締役社長 板垣 隆義	新潟県三条市須頃 3 丁目 58 番地
公益財団法人伊賀市文化都市協会	理事長 中村 忠明	伊賀市西明寺 3240 番地の 2
一般社団法人伊賀上野観光協会	会長 廣澤 浩一	伊賀市上野丸之内 122 番地の 4
公益財団法人伊賀文化産業協会	会長 岡本 栄	伊賀市上野丸之内 106 番地
オキツモ流通株式会社 (ブックスアルデ)	代表取締役 山中 重治	名張市箕曲中村 18 番地の 2
ひまわり書店	代表者 富森 多美子	名張市東町 1767 番地の 2
川口書店	代表取締役 川口 力	名張市桔梗が丘 3 番町 3-3

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 84 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営佐那具駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 佐那具駅構内営業運営委員会
委員長 岡本 智
所在地 伊賀市外山 281 番地

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 85 号

伊賀市駐車場条例(平成16年伊賀市条例第211号)第2条に規定する市営白鳳門駐車場、市営上野公園第1駐車場、市営上野公園第2駐車場、市営上野公園第3駐車場、市営だんじり会館駐車場、市営城北駐車場及び市営伊賀上野駅駐車場に係る同条例第6条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益社団法人伊賀市シルバー人材センター
理事長 福山 康宣
所在地 伊賀市西明寺 2782 番地の 92

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

伊賀市告示第86号

阿山ふるさとの森公園条例（平成16年伊賀市条例第217号）第7条に規定する使用料及び阿山ふるさとの森公園管理規則（平成16年伊賀市規則第187号）第8条に規定するキャンプ用具等の貸出料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社アーキテクト
代表取締役 宮本 博昭
所在地 伊賀市槇山3181番地

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

伊賀市告示第 87 号

伊賀市駐車場条例(平成 16 年伊賀市条例第 211 号)第 2 条に規定する市営島ヶ原駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 伊賀市島ヶ原駅を守る会
代表 森下 広志
所在地 伊賀市島ヶ原 5771 番地の 2

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 88 号

芭蕉翁記念館条例（平成 29 年伊賀市条例第 30 号）第 4 条に規定する入館料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益社団法人伊賀市シルバー人材センター

理事長 福山 康宣

所在地 伊賀市西明寺 2782 番地の 92

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 89 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 4 月 1 日付けで次の者を任免したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

出納員

1 任命する者

事務職員	川部 千佳	総務部秘書広報課出納員
事務職員	田中 広巳	企画振興部地域創生課出納員
事務職員	馬場 俊行	企画振興部文化振興課出納員
技術職員	井上 忠生	企画振興部交通政策課出納員
事務職員	藤田 和彦	財務部課税課出納員
事務職員	稲森 真一	地域連携部住民自治推進課出納員
事務職員	吉岡 徹也	地域連携部上野支所出納員
事務職員	杉野 寛	地域連携部伊賀支所出納員
事務職員	井戸 可葉子	地域連携部島ヶ原支所出納員
事務職員	福谷 日出夫	地域連携部阿山支所出納員
事務職員	岡澤 桂子	地域連携部大山田支所出納員
事務職員	垣内 有美子	地域連携部青山支所出納員
事務職員	福岡 香穂	人権生活環境部多文化共生課出納員
事務職員	中岡 久美	人権生活環境部住民課出納員
事務職員	比口 博	人権生活環境部浄化センター出納員
事務職員	福森 公美	人権生活環境部生活環境課出納員
事務職員	葛原 秀哉	人権生活環境部廃棄物対策課出納員
事務職員	葛原 秀哉	人権生活環境部さくらリサイクルセンター出納員
事務職員	佃 忠俊	健康福祉部医療福祉政策課出納員
事務職員	岡澤 勝彦	健康福祉部こども未来課出納員

事務職員	一路 勝巳	健康福祉部保育幼稚園課出納員
事務職員	田中 稔美	健康福祉部地域包括支援センター出納員
事務職員	福山 朋宏	産業振興部農林振興課出納員
技術職員	松尾 卓哉	産業振興部農村整備課出納員
技術職員	福田 康彦	建設部建設管理課出納員
技術職員	岩野 庄司	建設部道路河川課出納員
事務職員	百田 貴子	出納室出納員
事務職員	川北 喜道	教育委員会事務局教育総務課出納員
指導主事	茶本 康一	教育委員会事務局学校教育課出納員
事務職員	東 浩一	教育委員会事務局生涯学習課出納員
事務職員	大岡 宏	教育委員会事務局いがっこ給食センター夢出納員

2 免ずる者

事務職員	吉岡 徹也	企画振興部交通政策課出納員
事務職員	松永 知大	財務部課税課出納員
事務職員	南 一朗	人権生活環境部廃棄物対策課出納員
事務職員	南 一朗	人権生活環境部さくらリサイクルセンター出納員
技術職員	水瀧 房吾	人権生活環境部浄化センター出納員
事務職員	濱村 昭	健康福祉部こども未来課出納員
事務職員	百田 貴子	健康福祉部保育幼稚園課出納員
技術職員	堀 久仁寿	産業振興部農林振興課出納員
技術職員	岩野 庄司	産業振興部農村整備課出納員
技術職員	松尾 卓哉	建設部道路河川課出納員
事務職員	福岡 香穂	出納室出納員
事務職員	東 浩一	教育委員会事務局教育総務課出納員
事務職員	中岡 久美	教育委員会事務局生涯学習課出納員
事務職員	比口 博	教育委員会事務局いがっこ給食センター夢出納員

現金取扱員

1 任命する者

事務職員	西村 澄子	総務部秘書広報課現金取扱員
事務職員	奥田 昌子	企画振興部文化振興課現金取扱員
事務職員	三島 結花	企画振興部スポーツ振興課現金取扱員
事務職員	中岡 玲子	財務部収税課現金取扱員
事務職員	山本 剛	財務部収税課現金取扱員
事務職員	森地 孝充	財務部収税課現金取扱員
事務職員	秦 健太郎	財務部収税課現金取扱員
事務職員	中原 康雅	財務部収税課現金取扱員
会計年度任用職員	森本 君枝	財務部収税課現金取扱員
会計年度任用職員	服部 美佳	財務部収税課現金取扱員
会計年度任用職員	河野 慶子	地域連携部住民自治推進課現金取扱員
会計年度任用職員	壺井 かよ子	地域連携部住民自治推進課現金取扱員
会計年度任用職員	稲住 和久	地域連携部住民自治推進課現金取扱員
会計年度任用職員	池田 裕司	地域連携部住民自治推進課現金取扱員
会計年度任用職員	杉山 美幸	地域連携部住民自治推進課現金取扱員
会計年度任用職員	堂山 敏夫	地域連携部上野支所（上野東部地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	松生 直也	地域連携部上野支所（上野南部地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	澤田 洋子	地域連携部上野支所（上野西部地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	山崎 和憲	地域連携部上野支所（久米地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	若井 基生	地域連携部上野支所（花之木地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	百北 晃宏	地域連携部上野支所（長田地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	重倉 達也	地域連携部上野支所（新居地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	町野 憲司	地域連携部上野支所（三田地区市民センター）現金取扱員

		現金取扱員
会計年度任用職員	山本 育子	地域連携部上野支所(諏訪地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	藤永 茂	地域連携部上野支所(中瀬地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	百地 太歳	地域連携部上野支所(友生地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	辻村 光郎	地域連携部上野支所(猪田地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	西 祐治	地域連携部上野支所(依那古地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	森井 博一	地域連携部上野支所(比自岐地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	井波 鉄郎	地域連携部上野支所(神戸地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	中川 秀也	地域連携部上野支所(花垣地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	宮下 裕子	地域連携部上野支所(きじが台地区市民センター)
		現金取扱員
技術職員	西森 徹	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	南出 ゆう子	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	中出 久仁子	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	西島 朋代	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	宮田 茂光	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	前澤 和也	地域連携部伊賀支所現金取扱員
会計年度任用職員	清水 則雄	地域連携部伊賀支所(柘植地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	居附 秀樹	地域連携部伊賀支所(壬生野地区市民センター)
		現金取扱員
事務職員	豊味 崇	地域連携部島ヶ原支所現金取扱員

事務職員	増永 泰秀	地域連携部島ヶ原支所現金取扱員
事務職員	田村 尚子	地域連携部島ヶ原支所現金取扱員
会計年度任用職員	水口 廣子	地域連携部島ヶ原支所（島ヶ原地区市民センター）現金取扱員
事務職員	吉田 雅裕	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	西川 幸治	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	那波 裕子	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	江崎 由香	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	藤井 敦子	地域連携部阿山支所現金取扱員
会計年度任用職員	城 政彦	地域連携部阿山支所（鞆田地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	宮田 克徳	地域連携部阿山支所（玉滝地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	川崎 勝美	地域連携部阿山支所（丸柱地区市民センター）現金取扱員
事務職員	上島 久美子	地域連携部大山田支所現金取扱員
事務職員	川極 悟	地域連携部大山田支所現金取扱員
事務職員	森 義尚	地域連携部大山田支所（農村環境改善センター）現金取扱員
会計年度任用職員	福平 悟	地域連携部大山田支所（布引地区市民センター）現金取扱員
会計年度任用職員	平岡 敬一	地域連携部大山田支所（阿波地区市民センター）現金取扱員
事務職員	馬場 千智	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	大鷲 真弘	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	藤田 智子	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	増山 都子	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	山本 慶子	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	野村 珠希	地域連携部青山支所現金取扱員
会計年度任用職員	隅田 吉一	地域連携部青山支所（阿保地区市民センター）

		現金取扱員
会計年度任用職員	森永 典生	地域連携部青山支所(上津地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	富田 美幸	地域連携部青山支所(矢持地区市民センター)
		現金取扱員
会計年度任用職員	原田 護	地域連携部青山支所(桐ヶ丘地区市民センター)
		現金取扱員
事務職員	家喜 佐織	人権生活環境部同和課現金取扱員
事務職員	藤島 央道	人権生活環境部同和課(いがまち人権センター)
		現金取扱員
事務職員	松村 修斗	人権生活環境部同和課(八幡町市民館) 現金取扱員
事務職員	増田 翔太	人権生活環境部生活環境課現金取扱員
技術職員	大西 栄史	人権生活環境部浄化センター現金取扱員
技術職員	佃 郁代	健康福祉部健康推進課現金取扱員
事務職員	藤島 央道	健康福祉部生活支援課(いがまち人権センター)
		現金取扱員
事務職員	浦上 朋奈	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
事務職員	中岡 充子	健康福祉部保育幼稚園課(猪田保育所) 現金取扱員
事務職員	松山 郷子	健康福祉部保育幼稚園課(神戸保育所) 現金取扱員
事務職員	松村 幸世	健康福祉部保育幼稚園課(壬生野保育園) 現金取扱員
事務職員	中島 千緒	健康福祉部保育幼稚園課(希望ヶ丘保育園)
		現金取扱員
事務職員	栞原 紀子	健康福祉部保育幼稚園課(ともだ保育所) 現金取扱員
事務職員	榎 智子	健康福祉部保育幼稚園課(たまたき保育所) 現金取扱員

事務職員	若山 みゆき	健康福祉部保育幼稚園課（さくら保育園）現金取扱員
事務職員	中村 由紀子	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	廣瀬 智和	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	杉森 達生	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	出山 幹	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
技術職員	木澤 瑞貴	健康福祉部地域包括支援センター現金取扱員
技術職員	山本 裕美子	健康福祉部地域包括支援センター現金取扱員
事務職員	兼重 慶子	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	田矢 都和	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	森本 浩美	健康福祉部保険年金課（阿波診療所）現金取扱員
事務職員	島井 基吉	建設部建設管理課現金取扱員
事務職員	留森 満次	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	遊免 尚哉	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	三枝 澄生	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	藤島 央道	建設部住宅課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	松村 修斗	建設部住宅課（八幡町市民館）現金取扱員
事務職員	松村 祥光	伊賀市立上野総合市民病院現金取扱員
事務職員	荻田 裕郎	伊賀市立上野総合市民病院現金取扱員
事務職員	岩野 敬子	出納室現金取扱員
事務職員	谷口 真紀	教育委員会事務局学校教育課現金取扱員
事務職員	高見 有紀	教育委員会事務局生涯学習課現金取扱員
会計年度任用職員	嶋岡 寛	教育委員会事務局生涯学習課現金取扱員
会計年度任用職員	峰 範子	教育委員会事務局上野図書館（島ヶ原図書室）現金取扱員
会計年度任用職員	中野 絹子	教育委員会事務局上野図書館（青山図書室）現金取扱員

2 免ずる者

事務職員	出山 幹	企画振興部スポーツ振興課現金取扱員
事務職員	中村 由紀子	財務部収税課現金取扱員
事務職員	山口 ゆり	財務部収税課現金取扱員
会計年度任用職員	松嶋 美香	財務部収税課現金取扱員
事務職員	山本 剛	人権生活環境部同和課現金取扱員
事務職員	前川 直平	人権生活環境部同和課（八幡町市民館）現金取扱員
事務職員	福田 雄高	人権生活環境部同和課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	島藤 芳行	人権生活環境部浄化センター現金取扱員
事務職員	福田 雄高	健康福祉部生活支援課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	松山 郷子	健康福祉部保育幼稚園課（希望ヶ丘保育園）現金取扱員
事務職員	中島 千緒	健康福祉部保育幼稚園課（壬生野保育園）現金取扱員
事務職員	中岡 玲子	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
事務職員	森木 めぐみ	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	内田 充紀	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	稲垣 恵隆	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	清水 香織	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	中重 美智子	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	奥村 力也	健康福祉部保険年金課現金取扱員
技術職員	川口 美香	健康福祉部健康推進課現金取扱員
事務職員	前川 直平	建設部住宅課（八幡町市民館）現金取扱員
事務職員	福田 雄高	建設部住宅課（いがまち人権センター）現金取扱員
事務職員	上嶋 健二	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	廣瀬 智和	建設部住宅課現金取扱員

事務職員	田中 克典	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	川北 喜道	伊賀市立上野総合市民病院現金取扱員
事務職員	中島 匠	伊賀市立上野総合市民病院現金取扱員
事務職員	三根 明美	出納室現金取扱員
事務職員	高見 有紀	教育委員会事務局学校教育課現金取扱員
事務職員	岩野 奈々美	教育委員会事務局生涯学習課現金取扱員

物品取扱員

1 任命する者

事務職員	福島 昌子	契約監理課物品取扱員
------	-------	------------

2 免ずる者

事務職員	加藤 尚美	契約監理課物品取扱員
------	-------	------------

伊賀市告示第90号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成20年伊賀市告示第162号）第3条に規定する寄附金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 委託した相手方の名称及び所在地

(1) 株式会社トラストバンク

代表取締役 川村 憲一

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

(2) SBペイメントサービス株式会社

代表取締役社長兼CEO 榛葉 淳

東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

(3) 楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

(4) 株式会社アイモバイル

代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.SビルN棟2階

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

伊賀市告示第91号

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項の規定により、引き続き次のとおり同法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者とするので告示する。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
SBペイメントサービス株式会社
代表取締役社長兼CEO 榛葉 淳
東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- 2 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類
伊賀市ふるさと応援寄附金
- 3 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

伊賀市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

(1) 株式会社百五カード

代表取締役社長 長合 教実

三重県津市栄町三丁目123番地1

(2) 楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス

(3) 株式会社中部しんきんカード

代表取締役社長 住田 裕綱

愛知県名古屋市中区錦一丁目4番6号

(4) 株式会社トラストバンク

代表取締役 川村 憲一

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

(5) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

代表取締役 篠 寛

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階

(6) 株式会社ユニメディア

代表取締役 末田 真

東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階

(7) 株式会社アイモバイル

代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区桜丘町 22-14 N. E. SビルN棟2階

(8) P a y P a y株式会社

代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎

東京都千代田区紀尾井町 1-3

(9) GMOペイメントゲートウェイ株式会社

代表取締役社長 向井 克成

東京都渋谷区道玄坂 1-2-3

2 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月1日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

伊賀市ふるさと応援寄附金

伊賀市告示第 162 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 17 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社エフレジ

代表取締役 杉本 和彦

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

2 指定納付受託者の指定をした日

令和 4 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

4 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 163 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり市税の収納事務を委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社エフレジ

代表取締役 杉本 和彦

所在地 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

2 対象とする税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 168 号

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

健康福祉部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

健康福祉部関係補助金等交付要綱（平成16年11月1日告示第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条ただし書の規定により財産処分について制限をする」を「第22条ただし書に規定する市長が定める」に、「の規定により財産処分を制限する機械及び重要な器具」を「に規定する市長が指定するもの」に改める。

別表7健康推進課2の項中「公衆浴場の確保に」を「公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）の確保に」に、「浴場組合が行う公衆浴場の確保対策事業」を「市内の公衆浴場の運営」に、「伊賀市上野浴場組合」を「公衆浴場を営む者」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 93 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 8 年伊賀町告示第 24 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

新堂区

代表者の氏名 水岡 正和

代表者の住所 伊賀市新堂 13 番地の 3

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 森 明

新代表者の氏名 水岡 正和

旧代表者の住所 伊賀市新堂 331 番地

新代表者の住所 伊賀市新堂 13 番地の 3

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 122 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

愛田区

代表者の氏名 杉岡 定光

代表者の住所 伊賀市愛田 396 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中山 修

新代表者の氏名 杉岡 定光

旧代表者の住所 伊賀市愛田 2869 番地

新代表者の住所 伊賀市愛田 396 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 95 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 2 年伊賀市告示第 143 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

南出区

代表者の氏名 若林 勲

代表者の住所 伊賀市下柘植 4327 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福森 聡

新代表者の氏名 若林 勲

旧代表者の住所 伊賀市下柘植 4835 番地

新代表者の住所 伊賀市下柘植 4327 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 96 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年島ヶ原村告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中村区

代表者の氏名 川口 正仁

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4766 番地の 13

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 田中 利也

新代表者の氏名 川口 正仁

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 3745 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4766 番地の 13

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年島ヶ原村告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

町区自治会

代表者の氏名 福田 智

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 5364 番地の 5

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川島 賢治

新代表者の氏名 福田 智

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 6029 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 5364 番地の 5

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 7 年島ヶ原村告示第 11 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

山菅区

代表者の氏名 山 秀成

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 7420 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 菅 幸政

新代表者の氏名 山 秀成

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 7595 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 7420 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年島ヶ原村告示第 25 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川南区

代表者の氏名 川上 修一

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12100 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 南出 藤作

新代表者の氏名 川上 修一

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12231 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12100 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 100 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年島ヶ原村告示第 31 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中矢区

代表者の氏名 坂本 忍

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 15918 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松永 伊巳

新代表者の氏名 坂本 忍

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 16097 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 15918 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 101 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

不見上区

代表者の氏名 平尾 利雄

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 11295 番地の 323

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 千速 宗秀

新代表者の氏名 平尾 利雄

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 11260 番地の 10

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 11295 番地の 323

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 102 号

令和 4 年第 2 回伊賀市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和 4 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 4 年 4 月 14 日（木） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 議席の指定について
 - (2) 常任委員の選任について
 - (3) 議会運営委員の選任について
 - (4) 専決処分の承認について
 - (5) 専決処分の承認について

伊賀市告示第 103 号

令和 4 年 4 月 14 日召集の令和 4 年第 2 回伊賀市議会（臨時会）に付議する事件を、次のとおり追加する。

令和 4 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 議席の一部変更について

伊賀市告示第 104 号

次のとおり公印を廃止したので、伊賀市公印規則（平成 16 年伊賀市規則第 13 号）第 7 条の規定に基づき告示する。

令和 4 年 4 月 8 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

廃止した公印

名 称	印 影	用 途	廃止の期日
伊賀市国民健康保険 霧生診療所之印		診療所名をもってする 文書	令和 3 年 3 月 31 日
伊賀市上野支所長印		支所長名をもってする 文書	令和 4 年 3 月 31 日
伊賀市伊賀支所長印		支所長名をもってする 文書	令和 4 年 3 月 31 日

伊賀市島ヶ原支所長 印		支所長名をもってする 文書	令和4年3月31日
伊賀市阿山支所長印		支所長名をもってする 文書	令和4年3月31日
伊賀市大山田支所長 印		支所長名をもってする 文書	令和4年3月31日
伊賀市青山支所長印		支所長名をもってする 文書	令和4年3月31日
伊賀市国民健康保険 霧生診療所長印		診療所長名をもってす る文書	令和3年3月31日

伊賀市告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年伊賀町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

希望ヶ丘区

代表者の氏名 平尾 幸男

代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘東一丁目 10 番 18 号

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 橋爪 誠

新代表者の氏名 平尾 幸男

旧代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西三丁目 6 番 6 号

新代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘東一丁目 10 番 18 号

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 106 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 102 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下荒木区

代表者の氏名 葛原 悟

代表者の住所 伊賀市荒木 626 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 菊本 一巳

新代表者の氏名 葛原 悟

旧代表者の住所 伊賀市荒木 581 番地

新代表者の住所 伊賀市荒木 626 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 107 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 28 年伊賀市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

岡田区

代表者の氏名 竹岡 宏明

代表者の住所 伊賀市岡田 221 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福岡 幹男

新代表者の氏名 竹岡 宏明

旧代表者の住所 伊賀市岡田 160 番地

新代表者の住所 伊賀市岡田 221 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 128 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 13 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

腰山区

代表者の氏名 越山 康一

代表者の住所 伊賀市腰山 984 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 大垣内 清治

新代表者の氏名 越山 康一

旧代表者の住所 伊賀市腰山 877 番地

新代表者の住所 伊賀市腰山 984 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 164 号

伊賀市出納員等設置規則(平成 16 年伊賀市規則第 75 号)第 4 条第 1 項の規定により令和 4 年 4 月 21 日付けで次の者を任命したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

現金取扱員

事務職員 長谷 敦子 財務部収税課現金取扱員

伊賀市告示第 109 号

伊賀市DXアドバイザー設置要綱を次のように定める。

令和4年4月28日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市DXアドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 本市の効果的かつ効率的なデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に当たり、専門的な知識経験に基づく助言を得るためDXアドバイザーを設置する。

2 DXアドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の非常勤の特別職とする。

(職務)

第2条 DXアドバイザーは、自らの専門的な知識経験又は識見に基づき、次の職務を行う。

(1) 「伊賀市デジタルトランスフォーメーション（DX）実行計画」の推進に関する助言及び支援

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(委嘱)

第3条 DXアドバイザーは、DXの推進について専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 市長は、DXアドバイザーが心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他DXアドバイザーに適しない非行があると認めるときは、当該DXアドバイザーを解嘱することができる。

(任期)

第4条 DXアドバイザーの任期は、1年とする。ただし、年度の途中で委嘱する場合の任期は、当該年度の3月末日までとする。

2 DXアドバイザーの再任は、妨げない。

(服務等)

第5条 DXアドバイザーは、関係法令を遵守し、その職務を適切に遂行しなければならない。

2 DXアドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第6条 DXアドバイザーの報酬は、第2条に規定する職務に従事した場合に、委員会の委員等の報酬に関する規則（平成16年伊賀市規則第56号）の定めるところにより支給する。

(庶務)

第7条 DXアドバイザーとの連絡調整等の庶務は、デジタル自治推進局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月28日から施行する。

伊賀市告示第 110 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上之庄区

代表者の氏名 村田 俊彦

代表者の住所 伊賀市上之庄 2017 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 田中 勝

新代表者の氏名 村田 俊彦

旧代表者の住所 伊賀市上之庄 983 番地の 4

新代表者の住所 伊賀市上之庄 2017 番地

3 変更の年月日

令和 4 年 3 月 13 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 111 号

伊賀市一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市一般競争入札実施要綱の一部を改正する告示

第 1 条 伊賀市一般競争入札実施要綱（平成 16 年伊賀市告示第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「工事及び設計金額」を「工事については（標準）入札公告（様式第 1 号）により、設計金額」に、「様式第 1 号」を「様式第 1 号の 2」に、「様式第 1 号の 2、様式第 1 号の 3」を「様式第 1 号の 3」に、「又は様式第 1 号の 6」を「、様式第 1 号の 6 又は様式第 1 号の 7」に、「準じて」を「より」に、「供覧及び」を「供覧し、及び」に改める。

第 6 条第 1 項ただし書中「市と協定した販売店において設計図書等を購入又は」を削り、「し、参加資格確認申請の際に設計図書等購入申請書（様式第 5 号）又は仕様書等交付申請書（様式第 5 号の 2）を提出しなければならない」を「する」に改める。

第 8 条第 1 項中「ものとする。なお、落札候補者に参加資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格の審査を行うものとする。また、同順位の落札候補者となりうる者が複数存在する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定するものとし、くじ引きの結果落札候補者となった者の参加資格が無いと認められる場合は、同様に参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとする」を削り、同条第 3 項中「一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 6 号。以下「確認通知書」という。）により」を削り、同項ただし書中「参加資格」を「、参加資格」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 1 項ただし書の規定により落札候補者について審査した場合において、落札候補者に参加資格がないと認められるときは、次順位者を落札候補者として参加資格の審査を行う。この場合において、次順位者が複数存在するときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

5 前項の審査の結果、落札候補者となった次順位者の参加資格がないと認められるときは、参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで同様に繰り返す。

第9条第1項中「前条第3項で入札執行の通知を受けた」を「前条第1項の規定により参加資格があると決定された」に、「、次の」を「次の」に、「一に該当することとなった」を「いずれかに該当する」に、「当該」を「、当該」に改め、「ものとする」を削り、同項第2号中「申請及び」を「申請書又は」に、「し、又は」を「したこと又は」に改め、同条第2項中「一般競争入札参加資格取消通知書（様式第7号）により」を削り、「者に」の次に「その旨を」を加える。

第10条中「第8条第3項に規定する」を「第8条第3項の規定による」に、「と確認通知」を「旨の通知」に、「規定により」を「規定による」に、「の取消通知」を「を取り消した旨の通知」に、「基づき」を「より」に改め、「ものとする」を削る。

第11条第1項中「ものとする」を削る。

第12条第3項中「又は参加資格」を「若しくは参加資格」に、「の場合又は」を「であるとき、又は」に改め、同条第4項中「又は郵送」を「、郵送又は電子」に、「場合は」を「場合において」に、「無効」を「、無効」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

第13条第1項中「1業者」を「一の業者」に、「は無効」を「（同日に行ったものに限る。）は、無効」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 落札者の決定が保留となった一般競争入札（以下「落札決定保留入札」という。）があった場合において、当該落札決定保留入札の開札後に開札が行われる一般競争入札（当該落札決定保留入札と同日に行われるものに限る。）の落札者となった者が当該落札決定保留入札に係る入札を行っていたときは、当該落札者の当該落札決定保留入札に係る入札は、無効として取り扱うものとする。

様式第1号の2から様式第1号の6までを次のように改める。

【様式第1号の2】

【様式第1号の3】

【様式第1号の4】

【様式第1号の5】

【様式第1号の6】

様式第1号の6の次に次の1様式を加える。

【様式第1号の7】様式第5号から様式第7号までを削る。

第2条 伊賀市一般競争入札実施要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

【様式第1号】

様式第1号の3及び様式第1号の4を次のように改める。

【様式第1号の3】

【様式第1号の4】

附 則

この告示中第1条の規定は令和4年5月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。